

2020年(令和2年)1月30日

札幌拘置支所

支所長 大川 和彦 殿

札幌弁護士会

会長 樋川 恒一



同人権擁護委員会

委員長 小笠原 至



## 警告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり警告します。

### 第1 警告の趣旨

貴拘置支所が、送り主欄に戸籍上の氏名と通称を併記した申立人の信書の発信を禁止したことは、同人の通信の自由及び通称使用の自由を不当に侵害するものである。

そこで、貴拘置支所においては、今後、法令の根拠無く、通称の使用を理由として信書の発信を制限することのないように、警告する。

### 第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以上

## 調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

事件名 信書発信制限に関する人権救済申立事件  
事件番号 2019-5号  
受付日 2019年（令和元）5月8日  
申立人 [REDACTED]  
相手方 札幌拘置支所

### 警告の理由

#### 第1 認定した事実

申立人からの聴取及び当委員会からの札幌拘置支所長への照会に対する回答等により認定した事実は以下のとおりである。

##### 1 申立人

申立人は道路交通法違反により2019年3月7日に札幌方面北警察署で逮捕され、以降勾留された後、札幌地方裁判所に公判請求をされ、同年4月9日に相手方に移送後収容された者である。

本件人権侵害行為がなされた後の同年7月頃に、申立人は家庭裁判所に名の変更の申立てをし、「[REDACTED]」の名前に変更することの許可の審判が出され、刑事事件の裁判手続き等において届出を済ませている。

##### 2 相手方が信書の発信制限をした事実

申立人は、2019年4月及び同年5月にそれぞれ「[REDACTED]こと[REDACTED]」という当時の通称と戸籍上の氏名を送り主名として併記した信書の発信をしようとしたところ、相手方において通称の併記をした状態での信書の発信を許可しなかった。

なお、上記のうち5月に発信しようとした信書は当委員会宛の信書であり、「[REDACTED]」の通称部分が黒塗りにされた状態で当委員会に送付されてきたものである。

##### 3 申立人が通称により当委員会に信書を発信していた事実

当委員会は、申立人が当委員会に対し、本件及び過去の人権救済申し立てをした際の通称使用の状況を調査した。

その結果、過去の人権救済申立ての際、相手方において、「[ ]」という通称での信書の発信をしていた事実が認められた。

また、本件においても、「[ ]」という当時の通称で、札幌方面北警察署での身体拘束期間中に同署から信書を発信していた事実が認められた。

## 第2 発信制限に関する相手方の回答内容

相手方の回答によると、申立人が「[ ]こと[ ]」と記載した信書の発信を戸籍上の名前に修正させた事実を認めた上で、その理由について、以下のとおり回答している。

「刑事施設において、被収容者が本来の氏名とは異なる、いわゆる『こと名』の使用を願い出てきた場合、『こと名』を使用させなければならない法的義務はない上、被収容者の個別識別を誤れば、違法収容等の重大な結果が生じかねないため、施設として、必要以上の『こと名』の使用を許可することは相当ではないと考えます。そのため、『こと名』の使用についての願い出があった場合、『こと名』の使用が真に必要なものであるかを検討し、個別に許否を決定しています。

申立人については、平成31年4月16日及び令和元年5月15日付けで、[ ]という『こと名』の使用を求める願い出がありました。以下の理由から、『こと名』の使用を認めないこととしました。

- (1) 事情として、『こと名』の使用を認める『真に必要な場合』とは、疎明資料として起訴状・判決所（原文ママ）等の公文書等に願い出に係る『こと名』が使用されていることを前提として、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他被収容者の身分上、法律上又は業務上重大な利害に係る用務の処理ができないなど、必要性・重要性が認められる場合としているところ、本人の起訴状、札幌簡易裁判所書記官作成の国選弁護人選任通知書、札幌地方裁判所刑事第3部書記官作成の通知書等に申立人が願い出た『こと名』は使用されていませんでした。
- (2) 平成31年4月16日付けの願い出では、社会において、約20年[ ]という『こと名』を使用していることを理由として、『こと名』の使用を求める出願があったものの、本人から疎明資料等の提出がなく『こと名』の使用が真に必要なものであるとは確認できませんでした。
- (3) 令和元年5月15日付けの願い出では、記(2)と同じ理由から、再度『こと名』の使用を求める出願があり、疎明資料として、公訴事実に対する意見と題する書面と警察署で作成したと思料される供述調書を提出してきましたが、同月13日付け札幌地方裁判所刑事第3部裁判官駒田

秀和から本人に対し、保釈請求却下決定の特別送達があり、被告人名は、  
■■■■と記載されていたことを踏まえ、『こと名』の使用が真に必要な  
と確認できませんでした」

### 第3 当会の判断

#### 1 問題の所在

本件では、申立人が、通称と戸籍上の氏名を送り主名として併記した信書の発信をしようとしたところ、相手方が通称の併記をした状態での信書の発信を許可しなかったことから、通称部分の記載が黒塗りにされた状態で、信書が発信されたものである。通称を併記した信書の発信が許可されなかったという点で、申立人の通称使用及び信書の発信が制約されており、これが人権侵害になるかが問題となる。

#### 2 制約の対象となる権利

通信（信書の発信）の自由は、憲法上保障される表現の自由の一態様であり、被収容者であっても当該行為は、合理的な理由がない限り、当然保障されるものである。

また、通称使用に関しても、社会で一定程度普及している現状があり、人格権として認められる権利であると解される。本件のように、ある者が通称を使用して社会生活を営んできた場合、突如通称を使用することが出来なくなれば、他者においてその者との同一性が分からずに、様々な支障が生じうることは言うまでもない。また、自らが選択した通称を使用することに誇りを持ち、アイデンティティーの形成に繋がる場合も当然にあるであろう。このように、通称使用に関しては、個人を他人から識別し特定する機能を有し得るのみならず、個人からみれば、人が個人として尊重される基礎となり、人格の象徴となる場合もあるのであり、人格権の一内容を構成するものというべきである。

以上のとおり、本件で問題となる権利はいずれも重要な権利である。

#### 3 検討—人権侵害性の判断

- (1) 未決勾留者の信書の発信に関しては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第134条において、「刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第四百八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を受信することを許すものとする。」とし、法136条が援用する法129条において

信書の内容による差し止め等が限定列挙されていることから、同法は未決勾留者による信書発信の許可を原則とし、法令の根拠の無い信書の発信制限を認めていないものと解釈される。

したがって、法令の根拠無く、未決勾留者の信書の発信を制限することは許されず、これに反して信書の発信を制限した場合には違法となる。

- (2) 本件では、札幌拘置支所長は、『こと名』の使用を願い出てきた場合、『こと名』を使用させなければならない法的義務はない上、被収容者の個別識別を誤れば、違法収容等の重大な結果が生じかねないため、施設として、必要以上の『こと名』の使用を許可することは相当ではないと考えます。そのため、『こと名』の使用についての願い出があった場合、『こと名』の使用が真に必要なものであるかを検討し、個別に許否を決定しています。」旨回答しているが、そもそも法令上、通称を併記した上での発信そのものは禁止されておらず、信書の発信制限の法的根拠とはならない。

また、本件においては各法令上の信書の発信制限の根拠となるような事情は存在しない。

したがって、かかる理由による信書の発信制限は法令上の根拠を欠き、上記各人権を不当に侵害するもので許されないというべきである。

- (3) この点、相手方は、違法収容を防止するため「こと名」の使用を禁止する旨述べており、かかる理由が信書の発信制限を正当化し得るものではないことは先に述べたとおりであるが、その点を措くとしても、本件制限にはなお合理性が認められない。

すなわち、信書の発信という場面において、通称を併記することにより違法収容の虞が生じるとは通常考えにくく、かかる制限に合理性は認めがたい。現に、札幌方面北警察署及び以前の相手方で身体拘束されていた際には、申立人は通称を記載した送り主名で信書を発信することが出来ており、これらの運用を見る限り、信書の発信という場面で通称の併記による支障があるとは考えられない。

また、相手方においては、通称使用の必要性を申立人に疎明するよう求めているが、そもそも身体拘束中の未決勾留者にとって、かかる疎明をすることは極めて困難であって、無理を強いるものである。

なお、信書における通称の併記により、具体的に施設運用上の支障が生じたり、反社会的行為を誘発するような虞れのある場合がありうるとの指摘が予想されるが、その場合には、法第136条が準用する法第129条1項各号に該当し得るものとして制限をすることが可能であり、施設運用上の特段の不都合は生じない。たとえば、毎回異なる通称を併記する場合や、通称そのものにメッセージ性が含まれる場合等には、暗号使用または罪証隠滅の可

能性があるものとして、法第136条が準用する法第129条1項1号及び6号を根拠に発信を禁止することが可能である。このように、信書の送り主について通称を併記することによる弊害の対処は、法令上なし得るのである。

しかし、前述したとおり、本件ではこうした事情は存在しない。

したがって、本件相手方の行為は、申立人の通信の自由及び通称使用の自由を不当に侵害するものである。

#### 4 人権救済の必要性

本件では、最終的に申立人が本名での信書の発信をしており、発信先で開封されていれば、実害が生じていないという考えもあり得る。しかし、発信先において、申立人の通称が記載されていないがためにその同一性が把握されず、不信感から信書を開封しないままに廃棄されたり、緊急性が理解されず開封までに時間を要した可能性が高い。

また、申立人に限っては、既に名の変更をしているため、今後同様の問題は生じないとしても、前述のとおり、通称を使用して社会生活を営んでいる者は多く存在していることから、再発防止の必要性は高い。

さらには、本件に限らず、本件のような法令の根拠を欠く発信制限を許せば、ひいては重大な人権侵害に発展する可能性がある。

すなわち、未決勾留者の信書の発信を制約するということは、外部との数少ない情報伝達手段が断たれるという点で、表現の自由に対する制約の程度も著しい。本件で問題となる相手方の対応が常態化した場合、例えば、マスコミ等の公に向けた政治的意見等、特に重要性の高いとされる表現行為に関わる発信が通称を併記したというだけで制約される（それを理由に被收容者が信書の発信をしない）ことがあり得、民主主義の根幹が脅かされる事態にもなりかねない。

また、通称は、たとえば、婚姻により姓を変えた者が社会生活上不便であるために旧姓を使用する場合、在日外国人が日本社会での偏見等を免れるために日本名を通称を使用する場合、いわゆる性的少数者が自らの希望する性に合わせた通称を使用する場合等、一般的に様々な理由で用いられており、こうした通称使用者の中には本名を社会生活上秘匿している者も相当数存在すると考えられ、そうした者の通称使用を理由なく制限すれば、身体解放後に、社会生活上重大な支障を生じさせることも考えられる。

さらには、本件のような未決勾留時においては、信書の発信は、外部との数少ない交流手段であって、被告人としての防御活動に関わる重要な手段となり得る。すなわち、未決勾留者が勾留中に自己の防御活動のために外部の者に弁護士費用や事件調査費用の金策の工面や各種調査等の依頼をすること

も有り得るが、信書の発信が制限されると、かかる活動そのものに支障を来す虞がある。それゆえに、信書の発信の制約は、ひいては本来未決勾留者に認められるはずの公平な裁判を受ける権利（憲法37条1項）を脅かすことも有り得る。

以上の点に鑑みると、信書の発信という重要な権利の制限場面において、法令の根拠を確認することなく、漫然と違法な制限をした相手方の対応は強い非難に値する。

このため、当委員会においては、頭書の申立ての趣旨記載のと通りの警告をする次第である。

以上

## 参考資料

### 信書の発信制限に関する関係法規

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においては、未決勾留者の信書の発信制限に関し、以下の定めをしている。

#### 法134条—未決拘禁者の場合における発受を許す信書に関する規定

刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、この目、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

※148条3項の外国語による面会・信書に関する規定、次節（12節）の賞罰に関する規定、刑事訴訟法の接見交通の制限に関する規定（刑事訴訟法207条1項、81条）は本件と関連性が無いことが明らかなため記載しない。

#### 法135条—未決拘禁者の場合における信書の検査

1 刑事施設の長は、その指名する職員に、未決拘禁者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 未決拘禁者が弁護士等から受ける信書

二 未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

三 未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書

3 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、前二項の規定にかかわらず、第一項の検査を行わせないことができる。



法136条—未決拘禁者の場合における信書の内容による差止め等

第二百二十九条から第三百三十三条までの規定は、未決拘禁者が発受する信書について準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第二百二十七条」とあるのは「第三百三十五条」と、同項第六号中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、同条第二項中「第三号まで」とあるのは「第三号まで又は第六号」と、第三百十条第一項中「申請する信書」とあるのは「申請する信書（弁護士等に対して発するものを除く。）」と、同条第二項中「一月につき四通」とあるのは「一日につき一通」と、第三百二十二条第一項中「第二百二十八条、第二百二十九条」とあるのは「第二百二十九条」と、同条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

※法131条は発信に要する費用の規定、法132条は発受を禁止した信書等の取扱いに関する規定、法133条は文書図画の規定で本件と関連性が無いので記載しない。

法136条で引用される条文

(1) 法129条—信書の内容による差止め等

刑事施設の長は、第二百二十七条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

- 一 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
- 二 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- 三 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- 五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であってその受刑者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

(2) 法130条—信書に関する制限

刑事施設の長は、**法務省令で定めるところにより**、受刑者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、受刑者が発信を申請する信書の通数並びに**受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。**

2 前項の規定により受刑者が発信を申請する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一月につき四通を下回ってはならない。